

重要事項説明書

【指定介護(介護予防)訪問看護・定期巡回・医療保険・精神科医療保険】

1. 運営法人の概要

事業者	株式会社 ととのい
代表者	代表取締役 川島 優美香
所在地・連絡先	〒578-0911 大阪府東大阪市中新開2丁目6番31号 コンフォートエヌズ1F 電話 : 072-940-6696
法人設立年月	令和6年4月

2. 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションととのい
所在地	〒578-0911 大阪府東大阪市中新開2丁目6番31号 コンフォートエヌズ1F
事業所指定番号	2765091919号 医療保険ステーションコード50-91919号
管理者・連絡先	管理者:川島 優美香 電話 : 072-940-6696
サービス提供地域	東大阪市・八尾市全域・大東市

3. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法等の関連法令及び本契約に従い、利用者が居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持向上を目指すことを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供するよう努めます。また、事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで (注) 年末年始（12/31～1/2）、 土曜・日曜日はお休みとさせて頂きます	午前9時から午後6時まで

①ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

②通常時間帯以外は緊急呼び出し体制にて対応し、訪問時間に対する利用料金を請求させて頂きます。

緊急時訪問看護加算・24時間対応体制加算を 利用する 利用しない
(いずれかに○を付けて下さい)

5. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	1名(常勤)
看護職員 (看護師・准看護師)	1 訪問看護計画または介護予防訪問看護計画に基づき、指定訪問看護または指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問看護または介護予防訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	6名(常勤) 5名(非常勤)
理学療法士	理学療法士がリハビリテーションを行います。	3名(常勤) 名(非常勤)
作業療法士	作業療法士がリハビリテーションを行います。	1名(常勤) 1名(非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名(常勤) 1名(非常勤)

6. サービス内容

- ・健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状・障害の観察等）
- ・日常生活の看護（清潔・排泄・食事等）
- ・在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動等）
- ・療養生活や介護方法の指導
- ・認知症の介護、悪化防止や事故防止の相談
- ・カテーテル類の管理、褥瘡の予防・処置など医師の指示に基づいての看護
- ・生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ・終末期の看護
- ・その他医師の指示に基づく医療処置

7. 職員の禁止行為

- ・利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ・利用者又は家族からの金銭、物品、飲酒の授受
- ・利用者の同居家族に対するサービス提供
- ・利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ・その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

8. サービス利用料及び利用者負担

1) 利用者からいただく利用者負担金は、契約書別紙1の通りです。ご利用いただく保険制度は主治医の指示により、変更になる場合があります。

※介護保険訪問看護利用中、主治医（介護老人保健施設の医師を除く）から急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に

限って介護保険の訪問看護は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

2) その他の費用

通常実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収します。なお、自動車を使用した

場合の交通費は、次の額となります。

事業所から片道10キロメートル未満 500円

事業所から片道10キロメートル以上 1,000円

3) サービスの実施に必要な自宅での水道、電気、ガス等の費用は利用者負担となります。

9. キャンセル料

- 利用者がサービスの利用を中止する際には速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先：株式会社ととのい 訪問看護ステーションととのい

電話番号：072-940-6696

- 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師が伺った場合は、キャンセル料を申し受けますこととなりますのでご了承ください。ただし、病変又は急な入院等やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料金 2,000円

10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- 虐待に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者：川島 優美香

- 苦情解決体制を整備します。

- サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（利用者の家族等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. 秘密保持と個人情報保護法について

1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
2 個人情報の保護について	1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記

	<p>録を含む。) については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>
--	---

12. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

13. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社：公益財団法人 日本訪問看護財団

保険名：あんしん総合保険制度

保険の概要：損害賠償保険

14. 身分証の携行

サービス従業者は、常に身分証を携帯し、初回訪問及び利用者又はその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

15. 心身の状況の把握

指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、利用者的心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

16. 居宅介護または介護予防支援事業者との連携

- 1) 指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の提供に当たり、居宅介護または介護予防支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- 2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明書に基づき作成する「訪問看護計画または介護予防訪問看護計画」を利用者の同意を得たうえで居宅介護または介護予防支援事業者に速やかに送付します。
- 3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護または介護予防支援事業者に送付します。

17. サービス提供の記録

- 1) 事業者は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び必要

- 事項を所定の書面に記載します。
- 2) 事業者はサービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存します。
 - 3) 利用者は、事業者に対し、いつでも第1項、第2項に規定する書面、その他のサービスの提供に関する記録の閲覧、謄写を求めることが出来ます。ただし、謄写に関しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

18. 情報開示について

利用者の求めに応じ、利用者自身に関する情報(サービス提供記録等)を開示します。観覧、及び複写物の交付ができます。(開示に際して複写料等が必要な場合は利用者負担となります。)

19. 衛生管理等

- 1) サービス従事者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。
- 2) 事業者は事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

20. ハラスメント防止に対する取り組み

ハラスメント防止法に準じ、そのような行為があつたと認められた場合には、注意喚起を行い、なおそのような状況が改善されない場合には、サービスの提供を終了し契約を解除します。

(契約を解除する場合の具体例)

- ・身体的暴力(未遂を含む)
ものを投げる、叩く、蹴る、刃物を向ける、服を引きちぎる
- ・精神的暴力
大声を発する、怒鳴る、法定外のサービスを強要する、時間外のサービスを強要する、不適切な苦情を言い続ける、利用料の支払いを理由なく拒否する、不適切に賠償を迫る
- ・セクシュアルハラスメント
不適切に身体に触る、あからさまに性的な話をする、身体に触らせると強要する、ヌード写真をみせつける、抱きしめる
- ・その他
ストーカー行為、職員の住所や電話番号を聞く、理不尽な苦情を申し立て業務を阻害する、インターネット上に職員や事務所の誹謗中傷を掲載する

21. 重要事項の変更

重要事項に記載した内容に変更が生じることが予測される場合には、利用者にその旨を文章に似って通知し、口頭で説明すると共に、同意を得て署名捺印を交わします。

22. その他

雪や台風による天候不良時には、利用者の了解を得たうえで、訪問時間や訪問日の変更を行うことがあります

23. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	072-940-6696
FAX番号	072-940-6697
担当者	川島 優美香
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

●その他、お住まいの市役所及び大阪府国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

大阪府国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地：大阪市中央区常盤町1-3-8 5F 電話番号：06-6949-5418 FAX：対応なし 対応時間：9:00～17:00（土日祝休み）
東大阪市役所 福祉部 指導監査室 居宅事業者課	所在地：東大阪市荒本1-1-1 電話番号：06-4309-3317 FAX番号：06-4309-3813 対応時間：9:00～17:00（土日祝休み）
八尾市役所 介護保険課	所在地：八尾市本町1-1-1 電話番号：072-924-1005 FAX番号：072-924-1005 対応時間：9:00～17:00（土日祝休み）
大東市役所 介護保険グループ	所在地：大東市谷川1-1-1市役所西別館2階 電話番号：072-870-0475 FAX番号：072-872-8080 対応時間：9:00～17:30（土日祝休み）

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒578-0911 大阪府東大阪市中新開2丁目6番31号
コンフォートエヌズ1F

名称 株式会社 ととのい
代表取締役 川島優美香

(印)

事業所 所在地 〒578-0911 大阪府東大阪市中新開2丁目6番31号
コンフォートエヌズ1F

名称 株式会社ととのい 訪問看護ステーションととのい
管理者 川島 優美香

年 月 日 説明者 _____

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

代筆者 _____ 印
(続柄)

代理人及び立会人

住所 _____

氏名 _____ 印
(続柄)